岐阜県公報

第七百三十五号
令和八年十一月二十七日（金曜日）

目次

告示
○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定（地域福祉課）四六五ページ
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定（同）四六六
○指定医療機関の廃止の届出（同）四六六
○指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出（同）四六六
○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定（同）四六七
○各務原都市計画道路事業の事業計画の変更認可（都市整備課）四六七
公示
○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証（都市政策課）四六七

告示

岐阜県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

名称	所在地	指定年月日
加藤医院	高山市有楽町二番地	令和八・一〇・一
多治見こばやし皮フ科形成外科	多治見市太平町六丁目五八番一	令和八・一一・一
医療法人社団福寿会郡上皮ふ科クリニック	郡上市大和町剣字大野口一〇九―二	同
こんのでんたるＶＩＬＬＡＧＥ	各務原市那加門前町四丁目二三番地七	令和八・九・二四

岐阜県公報　毎週（火曜日・金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　令和八年十一月二十七日

岐阜県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
ソフィアメディ株式会社	東京都港区芝浦三丁目一番一号	ソフィアメディ訪問看護ステーション各務原	各務原市蘇原青雲町五丁目六六番地一	令和八・一〇・一
医療法人瑞岐会	瑞浪市稲津町萩原一番地	瑞岐会老人訪問看護ステーション	瑞浪市稲津町萩原一番地	令和八・一一・一
医療法人社団高陵会	恵那市長島町正家三丁目九番地一二	えな訪問看護ステーション familiar	恵那市長島町正家三丁目九番地一二	同
株式会社ａｉｍｅｒ	不破郡垂井町表佐四一七〇―四	訪問看護ステーションひなた	大垣市昼飯町二二七―一	同

岐阜県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

名称	所在地	廃止年月日
医療法人以仁会　加藤医院	高山市有楽町二	令和八・九・三〇
幸クリニック	多治見市幸町七―二八―一四	令和八・一〇・二
こんのでんたるＶＩＬＡＧＥ	各務原市那加門前町四―二三―七	令和八・九・二三
有限会社ワコウ薬局	可児市長坂一―五七	令和八・七・三一
クスリのアオキ蘇原申子薬局	各務原市蘇原申子町二丁目一番地一	令和八・八・三一
有限会社さくら薬局	恵那市長島町中野六一五―二	令和八・九・三〇

岐阜県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその名称及び所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更年月日
合同会社常	大垣市東町二―一四〇―五	訪問看護ステーションぬくぬく	令和六・一二・二七
合同会社ＨＣＯ	大垣市今宿六―五二―一六ソフトピアジャパンドリームコア五一七	新　ハリヨ訪問看護ステーション	令和八・一〇・一六
		旧　訪問看護ステーションヘルスコンサルタントオフィス	
株式会社エリアサポートジャパン	可児市瀬田五二七番地一	訪問看護ステーション陽だまり	令和八・一〇・二〇

訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
新　大垣市東町二―九五―四メゾンワタナベ一〇二	令和六・一二・二七
旧　大垣市東町二―一四〇―五	
大垣市今宿六―五二―一六ソフトピアジャパンドリームコア五一七	令和八・一〇・一六
新　可児市瀬田五〇〇番地一二階	令和八・一〇・二〇
旧　可児市瀬田五〇八番地一二階	

岐阜県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

氏名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指定年月日
郷　智美	そうけんマッサージ治療院	本巣郡北方町東加茂二―三二　ル・ソレイユＡ二〇二	令和八・九・一八

岐阜県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、各務原都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

一　施行者の名称
　各務原市
二　都市計画事業の種類及び名称
　令和六年岐阜県告示第百三十号　各務原都市計画道路事業　三・三・一三号　日野岩地大野線
三　事業施行期間
　令和二年五月二十九日から令和一三年三月三十一日まで
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

公　示

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

一　調査を行った者の名称
岐阜市
二　調査を行った地域
岐阜市三番町の全部及び金園町一丁目の一部（駅北第一（その一）調査区）
三　調査を行った期間
平成十六年七月から令和六年十一月まで
四　地図及び簿冊の名称
岐阜市（三番町の全部及び金園町一丁目の一部）の地籍図
岐阜市（三番町の全部及び金園町一丁目の一部）の地籍簿
五　認証年月日
令和八年十一月四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

一　調査を行った者の名称
不破郡関ケ原町
二　調査を行った地域
不破郡関ケ原町大字今須の一部（今須①－一）
三　調査を行った期間
令和二年六月から令和六年十二月まで
四　地図及び簿冊の名称
不破郡関ケ原町（大字今須の一部）の地籍図
不破郡関ケ原町（大字今須の一部）の地籍簿
五　認証年月日
令和八年十一月四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

一　調査を行った者の名称

不破郡関ケ原町

二　調査を行った地域

不破郡関ケ原町大字今須の一部（今須①－三）

三　調査を行った期間

令和二年六月から令和六年十二月まで

四　地図及び簿冊の名称

不破郡関ケ原町（大字今須の一部）の地籍図

不破郡関ケ原町（大字今須の一部）の地籍簿

五　認証年月日

令和八年十一月四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年十一月二十七日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

一　調査を行った者の名称

大野郡白川村

二　調査を行った地域

大野郡白川村荻町の一部（荻町②）

三　調査を行った期間

令和元年八月から令和七年三月まで

四　地図及び簿冊の名称

大野郡白川村（荻町の一部）の地籍図

大野郡白川村（荻町の一部）の地籍簿

五　認証年月日

令和八年十一月四日

令和八年十一月二十七日発行

発行者　岐阜県　岐阜市薮田南二丁目一番一号

発行所　岐阜県庁

編集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三一一　岐阜文芸社